問　現在、空き家がかなり見受けられるが、町はその数を把握しているのか。また、それに対する対策をしているのか。また、空き家の再活用を推進すべく、町は情報を管理・配信して、新住民を呼び込む対策を主体となって行うことは考えているのか。

答（田口産業課長）
空き家の数は把握しておりません。空き家の数を調査しようとすれば、自治会長さんや自主防災組織にお願いして一斉調査していただくより方法がありませんが、空き家と言えども、個人の財産であり、勝手に立ち入ることもできません。

昨年の9月議会で、林議員が倒壊の可能性のある空き家に対する町の対策について指摘され、それを受け、他市町村の動向も踏まえ、空き家等の適正管理に関する条例の制定に至ることができました。この条例により、危険な空き家が少しでも減少することを期待しております。

次に、再利用が可能な空き家対策としまして、平成21年度から、「空き家バンク」の事業を実施しており、賃貸や売買の希望がある空き家所有者に空き家情報を登録していただき、問い合わせのあった方に情報提供を行っています。

平成25年度には、6件の登録があり、うち1件の契約が成立しております。

今後も、ホームページや広報等を利用して、空き家所有者に制度の周知と登録の推進を行って参りたいと考えております。

林　俊宏　議員

Q1 やおつトンネル開通に向けた道路整備について

今後の道路整備は…？

問　平成22年10月、八百津町南玄関として、やおつトンネル工事が着手され、今年度12月から掘削工事が始まり、八百津町の大きな発展・活性化になるよう期待している。

東濃方面へ通勤している方も多く、当然、交通量の増加も予想される。やおつトンネル開通に向け、大事なアクセス道路として、また、コミュニティセンター周辺の道路状況も含め、「安全な道づくり」として、主要地方道アクセス道路等の整備について、どのように計画されているのか伺う。

答（山田建設課長）
やおつトンネルの掘削工事は、残土処理の関係で少し遅れておりましたが、12月から掘削を行い、平成26年9月には掘削が完了する予定です。その後、トンネル内の排水・照明・設備・舗装及び八百津町、御嵩町のそれぞれの取付け道路等の工事を行い、平成28年度内の完成となる予定です。開通に向けての道路整備は、主要な道路については、東方面へは主要地方道多治見白川線、西方面へは県道多治見八百津線、北方面へは町道伊岐津志野上線があります。いずれの路線も幅員5.5ｍで2車線でありますが、県道につきましては歩道が全線設置されていませんので、今後県と協議し、歩道の設置を検討していきたいと考えております。

また、伊岐津志地内の町道に関しては、本年度、中組地内と石畑地内で道路改良工事を行うための詳細設計を行っています。

（仮称）錦津コミュニティセンター近隣につきましても、北側に中山間事業で行いました塩口中野線幅員5.0ｍと、錦津保育園とコミュニティセンターとの間の丸根住宅西線幅員5.0ｍは完了しております。今後は、コミュニティセンターから県道多治見八百津線もしくは町道伊岐津志野上線に接続する南への道路を検討中でございます。いずれにしましても、町民の方々、議員の皆さんのご意見等をお聞きし、八百津町総合計画の中で検討していきたいと考えております。

加藤　良治　議員

Q1 住宅施策全般について

定住促進の観点から

問　現在、八百津町には16箇所に町営住宅があり、総戸数250戸に対し入居戸数176戸、空き家数74戸という状況である。昭和30年代に建設された物件も数多く残存しており、現在では、政策的に入居制限する措置を講じている。第4次行政改革大綱で指摘されている、政策空き家住宅の建て替え及び他の用途への変更など、今後の管理について伺う。

次に、町有住宅のコンセプトと今後の建設計画についてです。町営住宅とは違い、町有住宅は、町独自の判断で推進することが可能であり、今後は、より積極的に、より効果的に推進することが求められると思う。そのためには町有住宅のコンセプトが重要だと考える。例えば、子育て応援住宅、新生活応援住宅、田舎暮らし応援住宅あるいは高齢者応援住宅、在宅介護応援住宅など、コンセプト住宅を推進することが、第4次総合計画で計画されている定住促進に向けた住宅、宅地の整備につながるものと思う。そこで、町有住宅のコンセプトと今後の建設計画について伺う。

最後に、住宅施策、分譲宅地の計画などを、民間を含めた諮問会議で検証、検討してはどうか。多種多様な住宅ニーズに対応していくためには、地域を始め、民間企業、住宅メーカー、学識経験者などで構成する、町長直轄の諮問会議を設置し、専門性を持って協議し、計画を作成し、連携して実行することで、より効果が期待できると思う。

答（赤塚町長）
町営住宅の役割ですが、町営住宅は、公営住宅法により国の補助を受けて整備した住宅で、住宅に困っている低所得者に対して安い家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを役割とするものであります。

今後の適正管理ですが、現在は250戸を管理しています。その中で昭和56年以前に建設された115戸の内、老朽化し需要が少なく耐震性のない住宅について、政策空き家を実施しています。現在115戸の内65戸が空き家となっています。今後空き家になった住宅を、老朽化の激しい物から順次解体し、社会情勢や住宅の需要等を考慮しながら、今後の町営住宅のあり方を検討していきたいと考えております。

町有住宅のコンセプトと建設計画ですが、町有住宅は、町単独の住宅ですので、入居条件・家賃等、公営住宅法の制限を受けない住宅です。町有住宅の考え方ですが、所得が多くて町営住宅に入居できない方、八百津町に定住していただける方を対